

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百四十六号

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（種苗法施行令の一部改正）

第一条 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「品種登録出願」を「同法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（次条第二項第二号において「品種登録出願」という。）」に改める。

一 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）第八条第二項第二号

二 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第七十三号）第五条第二項第二号

三 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第五条第二項第二号

四 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五十五号）第四十一条第二項第二号

五 花きの振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百七十号）第一条第二項第二号

附則 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

種苗法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百四十七号

種苗法施行令の一部を改正する政令

内閣は、種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 いんげん豆 豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む）及びあん

五 かんしょ 干し芋及び焼き芋

第二条に次の一号を加える。

七 落花生 煎ったものその他の加熱による調理をしたもの

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第二条第四号、第五号及び第七号の規定は、この政令の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこれらの規定に定める加工品については、適用しない。

農林水産大臣 野上浩太郎
内閣総理大臣 菅 義偉

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百四十八号

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、農業委員会の区域内の地勢等の地理的条件その他の状況が、農地等の利用の最適化の推進が困難なものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合には、当該農業委員会の推進委員の定数は、同項に規定する数にその数を限度として農地等の利用の最適化の推進の状況を勘案して市町村が必要と認める数を加えて得た数の範囲内で定めることができる。

附則 （施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行に伴う農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、この政令の施行前においても行うことができる。

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月三日

内閣総理大臣 菅 義偉

農林水産大臣 野上浩太郎
内閣総理大臣 菅 義偉